

## 本県の有機フッ素化合物（PFOSおよびPFOA）の状況等について

### 1 PFOSおよびPFOAの概要

- ・ 10,000物質以上の有機フッ素化合物を「PFAS（ピーファス）」と総称している。
- ・ そのPFASの中で、特に「PFOS（ピーフォス）」と「PFOA（ピーフォア）」の2物質（以下、「PFOS等」という。）は、国内で規制やリスク管理に関する取組が進められている。
- ・ PFOS等を使用した製品は、水や油をはじき、化学的にも安定した性質を持つことから、生活用品や工業製品等（防水スプレー、半導体製造、泡消火薬剤等）で多用されてきた。
- ・ 環境中で分解されにくく、残ったPFOS等が土壌や地下水を經由し、水道水汚染を引き起こしていることが近年全国的に明らかになっており、一部、健康への悪影響も懸念されているなど、その対応の重要性が指摘されている。
- ・ 国においては、令和2年度に「PFOS及びPFOA」を水環境中の要監視項目および水道の水質管理目標設定項目に位置付けて暫定の指針値等を設定し、また、令和5年度に国が設置する専門家会議においてとりまとめられた「PFASに関する今後の対応の方向性」を踏まえた基準設定の検討など、科学的知見等に基づく対応が進められている。

### 2 これまでの本県における対応や経緯（PFOSおよびPFOA関連）

#### 平成21年度～23年度

琵琶湖および河川で水質調査を実施

#### 令和元年度、2年度

環境省の全国調査により、県内の自衛隊基地周辺等の河川と地下水を調査

⇒ 河川2地点、地下水6地点すべての地点で暫定指針値(50ng/L)の超過なし

#### 令和2年度～現在

工場・事業場に対し、任意で使用履歴等の聞き取り調査を実施

⇒ 現時点において、過去から多量に使用している事業場等は確認されていない

#### 令和3年度～現在

公共用水域水質測定計画の測定項目に「PFOS及びPFOA」を追加し、琵琶湖8定点および県内25河川で定期的な調査を開始（予算確保）

⇒ 現在まで暫定指針値(50ng/L)を超過した地点なし

#### 令和6年度

知事、副知事と関係所属でPFAS勉強会を開催（令和7年1月10日）

京都大学原田准教授（有識者）との意見交換会を開催（令和7年2月20日）

### 3 国の対応状況

#### 【環境省・経済産業省】

- ・ PFOS等の製造・輸入等の禁止、（PFOS：平成22年、PFOA：令和3年）
- ・ 石油コンビナート等の泡消火薬剤の代替取組（令和2年以降）

#### 【環境省・国土交通省】

- ・ 「水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査」の実施および結果の公表（令和6年）
- ・ 空港等における泡消火薬剤の代替取組（令和2年以降）

#### 【内閣府(食品安全委員会)】

- ・ 食品安全委員会でPFASに係る食品健康影響評価を実施。（令和6年）  
（耐容一日摂取量（TDI）：PFOS、PFOAそれぞれ「20 ng/kg体重/日」）

#### 【環境省】

- ・ 水環境中の暫定指針値(50ng/L：PFOSおよびPFOAの合計値)の設定（令和2年）
- ・ 「PFOS 及びPFOAに関する対応の手引き」や「PFOS、PFOA に関するQ&A集」の策定（令和2年）
- ・ 水道において、令和8年4月に水道法上の「水質基準」に引き上げ、水道事業体に対して定期的な検査を義務づけ予定。（基準値は[50ng/L]の見込み、アメリカの水道基準は[4ng/L]）

#### 【厚労省】

- ・ 国内に流通するミネラルウォーターの調査を実施(令和3～4年度)

#### 【消費者庁】

- ・ ミネラルウォーター中の基準値設定を検討（令和8年度施行予定）

#### 【農林水産省】

- ・ 「汚泥肥料中のPFOS及びPFOAに関する情報」を公表（令和6年）
- ・ 食品の安全を確保するため、食品中の含有実態の把握や、農業環境から農畜水産物への移行等に関する情報収集。（平成24年度～現在）

## 4 本県の状況

- ・ 県内の琵琶湖や河川で、暫定指針値を超過した調査地点はないが、河川ではこれまでに最大41 ng/Lが検出されている。
- ・ 県内の水道事業体で、暫定目標値(50ng/L)を超過した事業体はない。（令和6年度 最大20 ng/L）
- ・ 琵琶湖や河川等の環境中で暫定指針値が超過した場合を想定し、対応フロー図を作成する等、関係課で調整や情報共有を実施している。
- ・ また、県HP内に有機フッ素化合物に関するページを作成し、情報を一元的に公表している。

## 5 リスクマネジメントの観点における論点整理

- ・ 水道水において、令和8年4月から「水質基準」に格上げされることに向けての対応併せて、令和7年度に水道水等で暫定目標値を超過した場合の対応
- ・ 県農畜水産物におけるPFASの状況把握および対応についての検討
- ・ 下水汚泥資源を活用した肥料について
- ・ 琵琶湖や河川で暫定指針値を超過した場合の対応（上記4のとおり）